## 調停手続相談会

予約不要

調停制度とは どのようなものなの?

調停の利用には どんな手続きが必要?

調停を進めていくための 具体的な方法は?

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

## 離婚·婚姻費用·養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が 無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)

- 〇当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。 また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。
- ○感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。

申 込: 予約不要・当日会場で受付

日 時: **令和7年11月15日**(土)10:00~15:30 ※受付終了15:00

場所: かながわ労働プラザ

■JR根岸線 石川町駅 北口(中華街口)より徒歩3分

■JR根岸線 関内駅 南口より徒歩13分

■横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口より徒歩15分

■横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 2番出口より徒歩14分

主 催: 公益財団法人 日本調停協会連合会

横浜民事調停協会 横浜家事調停協会 神奈川民事調停協会 保土ヶ谷民事調停協会

後 援: 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所

横浜市市民局

問合せ先: 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 045 - 664 - 8778

横浜家庭裁判所 総務課庶務係 O45 - 345 - 3505

